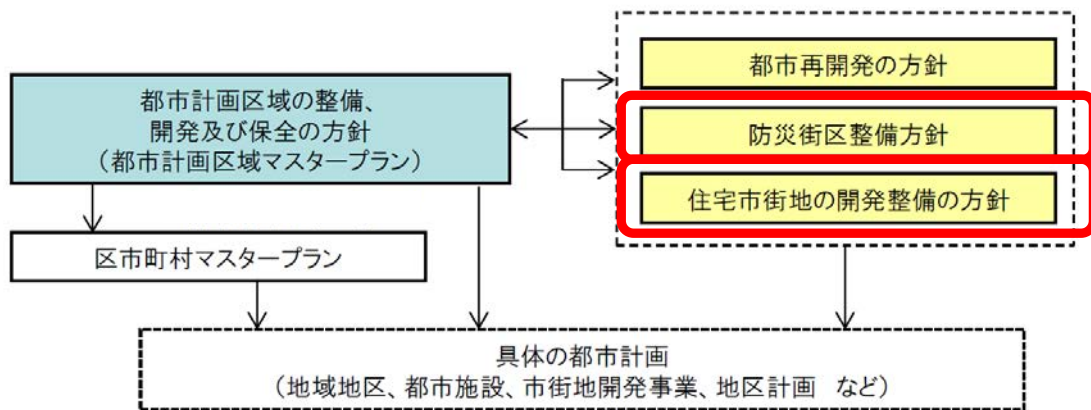


「防災街区整備方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の改定について

1 背景

市街地の計画的な開発整備や民間の建築活動等を適切に誘導することなどを目的として策定されている「防災街区整備方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」について、東京都は、昨年度改定した「都市再開発の方針」に続き、改定を行っている。

2 都市計画上の位置付け



3 改定概要

○防災街区整備方針

この度、東京都が原案を作成したため報告する。(別紙1のとおり)

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した2地区を廃止する。

- ・大. 1 大森東・大森南地区 138.0ha
- ・大. 4 矢口・下丸子地区 103.7ha

○住宅市街地の開発整備の方針

他の方針を踏まえ、区域を整合させた原案の修正案を作成する。(別紙2のとおり)

4 今後のスケジュール(予定)

○防災街区整備方針

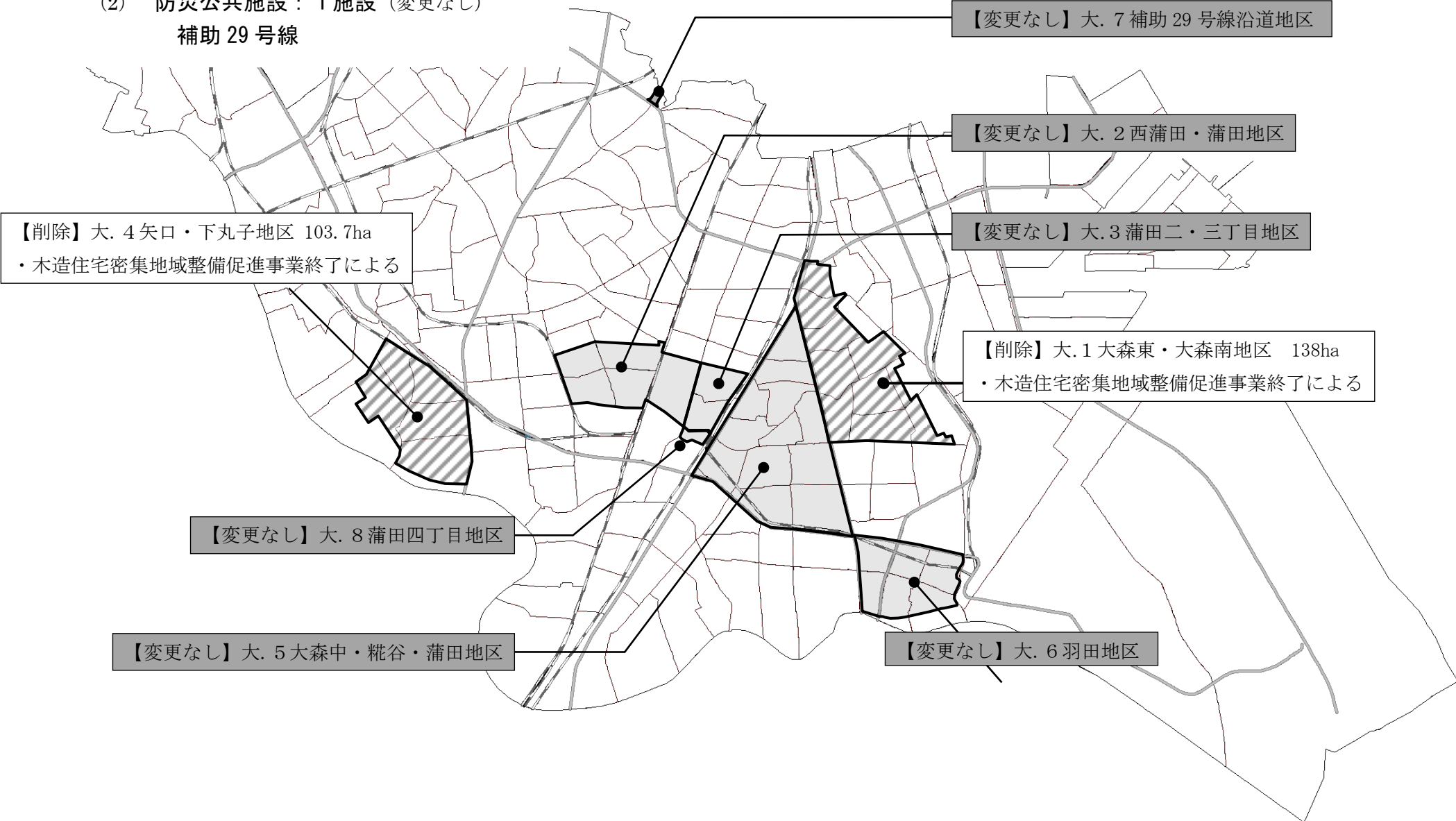
- 令和3年 9月：原案の縦覧
- 令和3年 10月：公聴会の開催
- 令和4年 3月：大田区都市計画審議会
- 令和4年 5月：東京都都市計画審議会
- 令和4年 6月：都市計画決定告示

○住宅市街地の開発整備の方針

- 令和3年 8月：原案の修正案作成
- 令和3年 12月：原案の縦覧
- 令和4年 2月：公聴会の開催
- 令和4年 7月：大田区都市計画審議会
- 令和4年 9月：東京都都市計画審議会
- 令和4年 10月：都市計画決定告示

# 防災街区整備方針 位置図

- (1) 防災再開発促進地区 【変更なし】 【削除】  
現行：8地区 改定：6地区
- (2) 防災公共施設：1施設（変更なし）  
補助 29号線



# 住宅市街地の開発整備の方針 位置図

重点地区

■ 【変更なし・一部変更】

▨ 【削除】

現行：12 地区 改定：11 地区

